

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (福祉・援護課)	937
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	938
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 ()	939
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の辞退 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 ()	940

○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	940
○土砂災害警戒区域の指定 ()	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定 ()	941
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 ()	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届 出 (山城広域振興局)	942
○農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援・担い手育成課)	〃
○地域森林計画の変更のための案の縦覧 (林務課)	943
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写 しの縦覧 (都市計画課)	944
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写 しの縦覧 (山城北土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所)	〃

公 安 委 員 会

○警備業法に基づく検定の実施	〃
○落札者の決定	945
○一般競争入札の実施	946

正 誤

○平成30年10月2日付け京都府公報第3020号中	949
---------------------------	-----

告 示

京都府告示第587号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
お城通りゆう 薬局	福知山市宇内記48の8	株式会社八 木調剤薬局	平 30.10.1
かたやまクリ ニック	八幡市欽明台中央55の6	片山 公実 子	〃
レモン薬局欽 明台店	〃 〃 〃 55の7	株式会社ネ クス	〃
ルミナス薬局	相楽郡精華町光台4丁目 29の1	リガーレ株 式会社	30.9.1

京都府告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
斎藤小児科医院	宇治市伊勢田町砂田6の262	斎藤 三朗	平 30. 8. 1
医療法人なごみ会山本診療所	〃 小倉町中畑20の11	医療法人なごみ会	30. 8. 31
ルミナス薬局	相楽郡精華町光台4丁目29の1	株式会社アール・エス	〃
秋山歯科診療所	船井郡京丹波町須知新町19	秋山 和雄	〃

京都府告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
福知山まさむねデンタルクリニック	福知山市岩井79の8 イオン福知山店2F	医療法人鳳珠会	平 30. 10. 20

京都府告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
有限会社浪花企画	居宅介護支援	浪花企画居宅介護支援事業所	新 京田辺市三山木中央9丁目7の14	平 30. 5. 19
			旧 〃 〃 田中39の2	

京都府告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
清水 大輔	清水接骨院	宇治市伊勢田町遊田41の2	平 30. 9. 21

京都府告示第592号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指

定した。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
お城通りゆう薬局	福知山市宇内記48の8	株式会社八木調剤薬局	平 30.10. 1
かたやまクリニック	八幡市欽明台中央55の6	片山 公実子	〃
レモン薬局欽明台店	〃 〃 〃 55の7	株式会社ネクサス	〃
ルミナス薬局	相楽郡精華町光台4丁目29の1	リガーレ株式会社	30. 9. 1

京都府告示第593号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
斎藤小児科医院	宇治市伊勢田町砂田6の262	斎藤 三朗	平 30. 8. 1
医療法人なごみ会山本診療所	〃 小倉町中畑20の11	医療法人なごみ会	30. 8. 31
ルミナス薬局	相楽郡精華町光台4丁目29の1	株式会社アール・エス	〃
秋山歯科診療所	船井郡京丹波町須知新町19	秋山 和雄	〃

京都府告示第594号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞 退 年月日
福知山まさむねデンタルクリニック	福知山市岩井79の8 イオン福知山店2F	医療法人鳳珠会	平 30.10.20

京都府告示第595号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変 更 年月日
有限会社浪花企画	居宅介護支援	浪花企画居宅介護支援事業所	新 京田辺市三山木中央9丁目7の14	平 30. 5. 19
			旧 〃 〃 田中39の2	

京都府告示第596号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
清水 大輔	清水接骨院	宇治市伊勢田町遊田41の2	平 30. 9. 21



京都府告示第597号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 23 年京都府告示第 126 号	夷谷 A (あ 1297)	京都市山科区日ノ岡地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
〃	夷谷 C (あ 1297-1)	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所



京都府告示第598号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
夷谷 A (あ 1297)	京都市山科区日ノ岡夷谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夷谷 C (あ 1297-1)	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所



京都府告示第599号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
夷谷A(あ 1297)	京都市山科区日ノ岡夷谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
夷谷C(あ 1297-1)	〃	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所

3 閲覧場所 京都市役所



京都府告示第600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 23 年京都府告示第 127 号	夷谷A(あ 1297)	京都市山科区日ノ岡地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	夷谷C(あ 1297-1)	〃	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所

3 閲覧場所 京都市役所

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
丸菱建設株式会社
八幡市八幡三本橋44番地の1
代表取締役 菱田 宏章
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松花堂ショッピングモール
八幡市八幡吉原10番地の3ほか

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	大黒天物産株式会社 倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀 昭司 ほか1業者	大黒天物産株式会社 倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀 昭司 ほか5業者	平 30. 5. 10 ほか	小売業を行う者の出店及び退店のため

- 2 届出年月日
平成30年9月28日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- 4 縦覧期間
平成30年10月26日から平成30年11月26日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
	第100号	京丹後森本アグリ株式会社	京丹後市大宮町森本4200の1	京丹後市大宮町森本市ノ牧2384ほか54筆
	第101号	藤野 勝	京都市右京区京北浅江町夷ヶ谷2	京都市右京区京北漆谷町川西103
		松平 尚也	〃 〃 〃 野31	〃 〃 〃 下黒田町鶴野138ほか1筆
		上野 進	〃 〃 〃 田9	〃 〃 〃 下弓削町東横溝1の1ほか6筆
		有限会社京都ファーム	〃 〃 〃 ノ元7	〃 〃 〃 上弓削町朝日4ほか100筆

平成30年度	第102号	岡本 晴樹	福知山市堀森垣551の1	福知山市堀舟路3701
	第103号	足立 佳貴	〃 三俣271	〃 三俣中井91の1
		安達 博司	〃 〃 カゴネ354の1	〃 〃 梨ノ木178の1ほか1筆
		足立 隆	〃 〃 246	〃 〃 〃 184の1ほか1筆
	第104号	細井 政夫	与謝郡与謝野町後野401	与謝郡与謝野町後野白米山1502
		小田 修	〃 〃 〃 173	〃 〃 〃 梅ヶ坪533
		大江 成晃	〃 〃 〃 740	〃 〃 〃 〃 534ほか1筆
		小谷 安博	〃 〃 〃 1009	〃 〃 〃 正道寺1052ほか2筆
	第105号	小國 孝之	京丹後市久美浜町女布741	京丹後市久美浜町女布ノボリ立13ほか7筆
		小國 猛	〃 〃 〃 691	〃 〃 〃 〃 10の1ほか3筆
		北尻 幸彦	〃 〃 〃 421	〃 〃 〃 〃 35ほか20筆
		坂本 寿	〃 〃 〃 683	〃 〃 〃 〃 9ほか6筆
		辻村 雅彦	〃 〃 〃 719	〃 〃 〃 〃 34ほか6筆
		増田 慶一	〃 〃 〃 707	〃 〃 〃 〃 25ほか23筆
		株式会社エチエ農産	〃 〃 〃 684	〃 〃 〃 フナト95ほか53筆

2 縦覧場所

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

3 縦覧期間

平成30年10月26日から平成30年11月9日まで

4 意見書の提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課



地域森林計画の変更をするため、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案について、縦覧期間が満了する日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 変更する地域森林計画

(1) 名称及び区域

淀川上流地域森林計画

京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、亀岡市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡

(2) 縦覧場所

京都府農林水産部林務課、京都府京都林務事務所及び関係京都府広域振興局

(3) 縦覧期間

平成30年10月26日から平成30年11月26日まで

2 変更する地域森林計画

(1) 名称及び区域

由良川地域森林計画

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、船井郡及び与謝郡

(2) 縦覧場所

京都府農林水産部林務課及び関係京都府広域振興局

(3) 縦覧期間

平成30年10月26日から平成30年11月26日まで

八幡市から綴喜都市計画地区計画（八幡市役所周辺地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

八幡市から綴喜都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年10月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 京田辺市松井宮田1、1の1、2、3、3の1、4、5の1、5の2、6、6の1、7の1から7の3まで、8から13まで、13の1、14、29の1、29の2、37、38の1、38の4、41の1、42の1、43の1、45、46、46の1、47から51まで、51の2、52、52の1、52の2、53、53の1、54の1から54の3まで、56から59まで、松井口大谷6の1、松井口仲谷127の45、127の46、127の214から127の220まで、127の224から127の226まで、127の230から127の240まで、127の248、133から136まで
 （関連区域）
 京田辺市松井宮田2の2、38の2の一部、40の1の一部、40の2の一部、40の3の一部、41の2の一部、42の2の一部、42の3の一部、42の4の一部、43の4の一部、46の2の一部、松井口仲谷127の245

- の一部、127の246の一部、市有地
 (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 東京都千代田区丸の内2丁目7の3 東京ビルディング
 伊吹特定目的会社
 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 宇治市槇島町一ノ坪334の1
 （関連区域）
 宇治市槇島町一ノ坪334の3の一部、335の4の一部、市有地
 (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 宇治市槇島町一ノ坪97
 江口 千津子

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第216号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年10月26日

京都府公安委員会

委員長 石 川 良 一

- 1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
交通誘導警備業務2級	学科試験	平成31年1月25日（金）	午前9時から正午まで	京都市上京区新町通下立売下る春帯町333番地1 京都府警察本部別館
	実技試験	平成31年2月2日（土）	午前9時から正午まで	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 2 試験の科目

- (1) 学科試験
 ア 警備業務に関する基本的な事項
 イ 法令に関すること。
 ウ 車両等の誘導に関すること。
 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある

場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員
20人

4 検定対象者
検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 京都府内に住所地を有する者

(2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み
検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間
平成30年12月3日（月）から平成30年12月7日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

ウ その他

(ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 電話1本につき、1人の受付とする。

(ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間
平成30年12月20日（木）及び平成30年12月21日（金）（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通

b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

(ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地を管轄する警察署

(イ) 4の(2)として申請する場合
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署

エ 提出方法
検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験
受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験
筆記具及び運動靴を持参すること。
なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料
検定手数料（14,000円）は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

8 問合せ先
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

京都府警察本部告示第113号

落札者を次のとおり決定した。

平成30年10月26日
京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量
レギュラーガソリン 150,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
伊丹産業株式会社
伊丹市中央5丁目5番10号
- 5 落札金額
20,655,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年2月16日

京都府警察本部告示第114号

落札者を次のとおり決定した。

平成30年10月26日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
川崎式BK117C-1型(JA6818)ヘリコプター
機体4,800時間特別点検整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85
の4
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
セントラルヘリコプターサービス株式会社
西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1
- 5 落札金額
101,468,160円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年7月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年10月26日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
小型警ら車 1台
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成31年3月29日（金）
 - (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名

称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2252

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成30年10月26日（金）から平成30年11月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)と同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月1日（木）午後2時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「車両（販売）」に登録されているものであること。

(3) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月15日（木）午前11時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範

囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年10月26日

京都府警察本部長 植田 秀人

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

USBトークン 7,500個

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成31年2月28日（木）

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2254

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成30年10月26日（金）から平成30年11月7日

<p>(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)とする。</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法 (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。 (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日時 平成30年10月31日(水)午前11時から イ 場所 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4 京都府警察本部本館地下入札室</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「コンピュータ・関連機器」又は「警察用品」に登録されているものであること。</p> <p>(3) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。</p> <p>(4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。</p> <p>(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認 入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間等 ア 提出期間 2の(2)のアに同じ。 イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p>	<p>ウ 提出方法 (ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。 (イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(2) 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。</p> <p>(3) その他 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>5 入札手続等 (1) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成30年11月19日(月)午前11時 イ 場所 2の(3)のイに同じ。</p> <p>(2) 入札の方法 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。</p> <p>(3) 入札書に記載する金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。 ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札 ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札</p> <p>(5) 落札者の決定方法 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>6 入札保証金 免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合</p>
---	---

は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成30年10月2日付け京都府公報第3020号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
879	左	下から17	27歳	33歳
		下から16	者	者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）